

**第25期小山市農業委員会
第5回総会議事録**

令和5年10月25日

1. 開催日時 令和5年10月25日(水) 午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 19人

会長 19番 大塚 稔(議長)

1番 保坂 健司

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

8番 寺田 仁一

9番 黒崎 照男

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

15番 山本 光康

16番 石川 政道

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

4. 付議事件

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による競売農地の権利取得者としての適格証明願について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）

議案第6号 農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について

議案第7号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

5. 出席職員

農業委員会事務局

	事務局長	高橋	信雄
農地調整係	係長	高山	芳雄
	主査	金澤	卓哉
	主事	渡辺	駿介
農地利用最適化推進係	係長	中村	俊也
	主査	笹崎	ひろ子

農政課

農業振興係	係長	渡邊	拓也
	主事	堀口	里奈
	主事	渡辺	康太郎

事務局 総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は19名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

事務局 ありがとうございます。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。

議 長 ただいまより、第5回総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思っております。

初めに、議事録署名人の選出を行いたいと思っております。いかように選出したらよろしいかお諮りします。

(議長一任との声あり)

議 長 それでは、4番永嶋朋子委員、14番山口誠英委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いいたします。

なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の金澤主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。お手元の議案書をごらんください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の2～3ページ、別紙位置図1～5ページをご覧ください。

今回は、8件の申請がございました。

まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田2筆 面積 1,102㎡

権利取得後の経営面積は : 11a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から10mのところに位置する農地です。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田1筆 面積 978㎡

権利取得後の経営面積は : 115a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑4筆、田5筆 面積 30,696㎡

権利取得後の経営面積は : 379a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から100mのところに位置する農地です。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 1,473㎡

権利取得後の経営面積は : 212a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から4kmのところに位置する農地です。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは賃借権設定に関する案件でございます。

対象農地は : 畑5筆 面積 5,941㎡

権利取得後の経営面積は : 79a

農機具等の保有状況は:耕運機を所有、トラクターを導入予定としており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から2kmのところに位置する農地です。

以上が5番でございます。

続きまして、番号6番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは賃借権設定に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 4,678㎡のうち2,003.65㎡

権利取得後の経営面積は : 79 a
農機具等の保有状況は: 耕運機を所有、トラクターを導入予定としており
労働力は: 2人
申請地は、自宅から2 kmのところに位置する農地です。
以上が6番でございます。

続きまして、番号7番につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は : 田2筆 面積 3, 784 m²
権利取得後の経営面積は : 110 a
農機具等の保有状況は: トラクター、草刈り機等を所有しており
労働力は: 5人
申請地は、営農拠点から1 kmのところに位置する農地です。
以上が7番でございます。

続きまして、番号8番につきまして、ご説明申し上げます。
こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。
対象農地は : 畑4筆、田2筆 面積 2, 559 m²
権利取得後の経営面積は : 25 a
農機具等の保有状況は: トラクター、田植機、コンバインを所有しており
労働力は: 2人
申請地は、自宅から800 mのところに位置する農地です。
以上が8番でございます。

以上、8件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

7番 番号1番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は農地の管理に苦慮しておりました。以前から、隣接地を所有している受け人が一体的に耕作していました。今後も受け人は耕作していく意欲があるため、名義を自身にしたいということで、話をもち掛けたところ、売買することで話がまとまったため、今回の申請に及ん

だものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1 1 番

番号2番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため、申請地周辺で耕作を営んでいる受け人に相談したところ、農地を購入することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

5 番

番号3番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による贈与に関する案件です。

譲渡人は農業を営んでいますが、高齢であるため、ともに農業を営んでいる息子に農地の権利を譲り渡したいと考え、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

4 番

番号4番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため、経営農地の規模拡大のため土地を探していた受け人に相談したところ、農地を購入することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1 1 番

番号5番・6番の申請について、併せて補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による賃借権設定に関する案件です。

受け人は新規就農者であり、令和4年3月より現地研修を交えながら農業技術を習得しました。農地については、花卉栽培に適した農地を探したところ、研修先に近く、就農希望地でまとまった農地が見つかったため、渡し人と相談したところ、賃貸借での話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

1 3 番

番号7番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による贈与に関する案件です。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため、経営農地の規模拡大のため土地を探していた受け手に相談したところ、贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

渡し人の親族が受け人の関係法人に勤めており、売買ではなく贈与で所有権移転することになったと伺っております。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

19番 番号8番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による贈与に関する案件です。

渡し人は農業を営んでいますが、高齢であるため、ともに農業を営んでいる息子に農地の権利も譲り渡したいと考え、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

15番 売買する農地の面積と取得後の経営面積が同じです。受け人は新規の農業者なのか、それとも今回購入する農地を貸借で耕作していた方なのですか。

事務局 申請地を受け人が農地の管理、耕作を行っていたと伺っています。

14番 5, 6番の貸借について、それぞれの賃借料に差があります。どのような理由ですか。現地にハウスが設置されているのですか？

事務局 賃借料は審査項目ではないため、金額に差があることは審査に影響しません。賃借料に差がある理由としては、賃貸する土地の地域（小字）や相手が違うためであると考察します。相談した結果、異なる金額になったと伺っています。

現地にハウスは設置されていません。

議長 質疑はありませんか。

（特になし）

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

議長 「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による競売農地の権利取得者としての適格証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による競売農地の権利取得者としての適格証明願につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の4ページ、別紙位置図6ページをご覧ください。

今回は、宇都宮地方裁判所にて、競売にかけられた「農地」を買い受けたいということで、1件の証明願がございました。

それでは、1番をご覧ください。

願出人の現在の経営面積は : 276 a

対象農地は : 田1筆 面積4,003㎡

競売裁判所は : 宇都宮地方裁判所

入札期間は : 令和5年11月1日～令和5年11月8日まで

申請地は、自宅から約3kmのところに位置する農地です。

以上が1番でございます。

以上1件につきましては、宇都宮地方裁判所から売却決定を受けた場合は、農地法第3条許可書を出すこととなりますので、併せてご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

12番

番号1番について、補足説明いたします。本件は、農地法第3条第1項の規定による、競売農地の権利の取得者としての、適格証明願に関する案件です。

願出人は、市外で農地を所有し、農業を営んでおりますが、経営規模拡大を考えており、自宅から通作可能な距離にある願出地の取得を考え、今回の申請に及びました。

適格者と認め証明して差し支えないと思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による競売農地の権利取得者としての適格証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による競売農地の権利取得者としての適格証明願について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。
議案書5ページ、別紙位置図7～8ページでございます。

今回は、3件の申請がございました。10月18日に調査委員会第3班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積485㎡。

申請の理由ですが、申請人は市内のアパートに夫婦2人で暮らしています。将来を見据え自己用住宅の建築を計画しました。申請地は勤務先の通勤を考え適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後宅内処理。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・東側は畑、南側・西側は宅地。畑との境には保安距離を設け防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費3,373万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

次に、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積499㎡。

申請の理由ですが、申請人は市内のアパートに夫婦と子どもの4人で暮らしています。将来を見据え自己用住宅の建築を計画しました。申請地は伯父の家に近く将来の介護等も考え適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後宅内処理。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・東側は畑、南・西側は宅地。畑の間には保安距離を設け防除

するとのこととです。

資金計画につきましては、全体事業費4,707万円で、融資で賄うとのこととで、融資証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

次に、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、田1筆、面積499㎡。

申請の理由ですが、申請人は下野市のアパートに夫婦2人で暮らしています。将来を見据え地元で自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家に近く将来の農地取得も考え適地であり、今回の申請に至ったとのこととです。

申請地はJR思川駅から300m以内の農地で、農地区分は第3種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は地下水、排水は合併浄化槽処理後水路に放流とのこととで美田北部土地改良区の同意を得ております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側は田、東側は畑、南・西側は道路。農地との間には擁壁を設け防除するとのこととです。

資金計画につきましては、全体事業費4,475万円で、融資で賄うとのこととで、融資証明書が添付されております。

以上が3番でございます。

以上3件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

9番 番号1番について、補足説明いたします。

受け人は、現在市内に夫婦2人で生活しておりますが、将来を考え、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は勤務先への通勤等に便利であり、十分な敷地面積を確保できることから、適地であるため、申請に至ったとのこととです。

許可することが相当と思われ、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

9番 続いて、番号2番について、補足説明いたします。

受け人は、現在市内に夫婦と子ども2人の4人で生活しておりますが、将来を考え、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は母親の所有する土地であり、将来近くで単身で住む伯父の介護に都合が良いため、建築地に適しており、申請に至ったとのこととです。

許可することが相当と思われ、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

18番 番号3番について、補足説明いたします。

受け人は、現在下野市に夫婦2人で生活しており、いちご農家をしております。将来を見据え、実家のある大本地区に自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家からも近く地元で農業をしていくことも考えていることから、建築地に適しており、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われ、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議長 「異議なし」と認め議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。
議案書6ページ、別紙位置図8～10ページでございます。
今回は、5件の申請がございました。10月18日に調査委員会と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

願出地は、田1筆、面積181㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和45年頃から宅地として利用されてきました。このたび家の建て替えをしようとしたところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも20年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

次に、番号2番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積15㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和57年頃から宅地として利用されてきました。自身の土地

の台帳等を確認したところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも20年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が2番でございます。

次に、番号3番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積208㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和元年頃から宅地として利用されてきました。自身の土地の台帳等を確認したところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも20年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が3番でございます。

次に、番号4、5番については関連があるので併せて説明させていただきます。

願出地は、畑1筆、面積115㎡、

畑1筆、面積15㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和49年頃から宅地、道路として利用されてきました。自身の土地の台帳等を確認したところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも20年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が4、5番でございます。

以上5件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

7番

番号1番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和35年ごろから住宅敷地として利用されてきました。住宅の建替をするため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだこのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

7番

番号2番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関

係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和57年ごろから住宅敷地として利用されてきました。土地の調査を行ったところ願出地が土地改良事業の残地で農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたしませう。

8番 番号3番について、補足説明いたしませう。この件に關しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和元年ごろから住宅敷地として利用されてきました。土地の調査を行ったところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたしませう。

1番 番号4、5番について、補足説明いたしませう。この件に關しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和49年ごろから住宅敷地及び道路として利用されてきました。土地の調査を行ったところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたしませう。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願ひませう。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了しませう。これより、採決を行います。

議案第4号「非農地証明願ひについて」、原案のとおり決することに、ご異議ございませうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め議案第4号「非農地証明願ひについて」、原案のとおり可決いたしませう。次に、議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(軽微変更)」を審議いたしませうが、この案件は、市農政課から意見聴取を求められている案件ですので、農政課職員の出席を求めませう。

(農政課職員入室)

議 長 それでは、議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）」について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更（軽微変更）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書7ページ、別紙位置図11ページでございます。

この案件は、市農政課に申出のあった、農業振興地域の農用地区域における用途区分変更につきまして、農業委員会の意見を求められております。

今回は1件の申出がございました。

それでは、番号1番をご覧ください。

変更する用途は、農機具倉庫・集荷場敷地でございます。

変更する農地は、田1筆、面積6,105㎡の内1,575㎡。

申出の理由ですが申出者は農地所有適格法人でございます。現在の農機具倉庫は隣接道路等も大変手狭で大型農機具の移動が大変危険な状態であるため代替地を探し、今回の申出に及んだとのこと。

申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、農業用施設であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、周辺農地への被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれは認められません。

以上が1番でございます。

以上、1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

12番 番号1番について、補足説明いたします。

この件につきまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は、農業法人でございます。現在は申出人の自宅敷地に農機具を保管していますが、集落内の道路が狭く大型農機具の移動に危険が伴っていたことから安全で農作業に適した土地を探したところ申出地が適地あることから、今回の申出に至ったとのこと。

なお、周辺農地への被害防除措置が検討されているため、変更後の周囲の営農条件に支障を及ぼすおそれがないと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある

方は、順次、発言願います。

14番 用途区分が変更された場合、その後農地法の転用許可は必要でしょうか。

事務局 用途区分が変更されたとしても、その後農地法の転用許可は必ず必要となります。
農用地のままでは転用許可の申請が認められないため、事前に用途区分の変更を行います。

議長 他に質疑はありませんか。

(特になし)

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）」に係る意見聴取を行った結果、農業委員会として、原案のとおり変更を承認する旨、答申することにご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第5号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（軽微変更）」について、農業委員会として原案のとおり変更することを承認する旨、小山市長に意見を提出いたします。

農政課職員は退席してください。

(農政課職員退室)

議長 次に、議案第6号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議長 これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第6号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

事務局 (異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め議案第6号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第7号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第7号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め議案第7号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、原案のとおり可決いたします。

報告第1号から第3号について事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第5回総会を閉会いたします。